

船舶事故調査報告書

平成29年6月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年12月18日 15時40分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市城ヶ島安房埼東北東方沖 安房埼灯台から真方位108° 1,760m付近 (概位 北緯35°07.5′ 東経139°38.9′)
事故の概要	漁船 ^{あい} 愛丸は、南東進中、また、プレジャーボートヤマジュン丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年1月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 愛丸、4.97トン KN3-10429（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート ヤマジュン丸、0.2トン 235-41936 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 両舷中央部舷側に欠損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、漁場に向けて約9ノットの対地速力で南東進中、その船首部がB船の左舷船尾部に衝突し、B船を乗り切って停止した。 船長Aは、本事故当時、船首浮上によって本船の船首方に死角が生じていたが、漁場に向けるときに他船を認めなかったため、前方に他船はいないと思い、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補う見張りをしていなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣りをしながら錨泊中、船長Bが、船尾方約1,000mにB船に向首しているA船を認め、錨泊中の形象物を揚げていたB船を避けるものと思っていたところ、その後もA船が接近してくるので、手を振って大声で注意喚起し、機関を始動したが間に合わなかった。
分析	A船は、船長Aが、前方に他船はいないと思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、錨泊中のB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、船長Bが、錨泊中の形象物を揚げているB船をA船が避けるものと思っていたところ、その後もA船が接近してくるので、手を振って大声で注意喚起し、機関を始動したが間に合わず、A船が衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が南東進中、B船が錨泊中、船長Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行わなかったため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 常時適切な見張りを行うこと。・ 有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。